

法律や条例で対処すべき部落差別は存在していません

部落問題は、1965年に同和対策審議会答申が出された当時、「日本における深刻にして重大な社会問題の一つ」と言われてきました。1969年に同和対策事業特別措置法が制定・施行され、以来33年間にわたって16兆円もの対策事業が実施され、住環境、教育問題、就労や仕事などの格差は解消しました。同時に自由な結婚や社会的交流が進み、今では、「社会問題」としての部落問題は解決するに至っています。残された問題については、法律や条例によるのではなく、市民間の話し合いによって解決できる時代を迎えています。

ところが、この実態を無視して2016年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消法」）が議員立法として制定されました。この法律は「部落差別」を冠する法律でありながら、「部落差別」についての定義がありません。法律の運用にあたって「こじつけ」や乱用の危険があります。その上、部落差別をいつまでも引きずる永久法です。まさに欠陥法です。このため、法律の制定に際して「同和行政の復活」や特定運動団体の暴走を抑止するために、参議院法務委員会では「附帯決議」が行われました。その附帯決議には「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずること」や「教育・啓発」および「調査」などにより「新たな差別を生むことのないように」と留意点が付けられています。

町民は差別者ではありません

「部落差別解消法」は、事業法や規制（罰則）法ではなく「理念法」です。このことから、部落解放同盟（「解同」）などは、同和対策と利権を復活させるために、市や町に対して予算が伴う「部落差別」条例を制定する動きを活発化させています。

地方自治体での「条例」は、法律と同じく町民に対して拘束義務を発生させます。町民を差別者か部落差別に対する未理解者として扱い、住民学習が義務のように押し付けられます。こんなことでは、部落（差別）問題はいつまでも解決し

ません。

現在、県下ではたつの市と加東市で「部落差別」条例が制定強行されました。それらの条例には、「部落差別をなくするための施策」を検討する「審議会」を設置する規定があります。その「審議会」には「解同」委員が指定席を与えられて就任し、施策等の決定・実施に影響力を行使する構図が仕掛けられています。

神河町でも、福岡町でも、市川町でも、このような部落差別を永続化させる条例には断固として反対の声を上げましょう。

「条例」制定を目的にした、講演会が意味するもの

神崎郡人権問題対策協議会は、部落解放同盟県連委員長を招いて講演会を計画しています。この講演会は、神崎郡各町に「部落差別」条例制定への動きを加速させるためのものです。

神崎郡内には、条例を作るべき部落差別の事実や実態があるというのでしょうか。町民は、これまで50年間以上にわたって、部落問題の解決のために、様々な協力を惜しみませ

ませんでした。部落差別を永続化させる条例などの制定ではなく、町や議会は、すべての町民に対して「このようになれば部落問題は解決した」という指標を示し、今日の問題解決の到達点を明らかにすることこそ求められているのではないのでしょうか。

神崎郡内3町には「部落差別」条例など要りませんとの声を上げて下さい。

「部落差別」条例反対を意思統一

神崎郡内のみなさん！

私たち人権連は、過日10月18日～19日、第15回地域人権問題全国研究会を姫路市内で開催しました。全体集会・分科会に850人が集い大成功をおさめました。西播地方からも多数のみなさんが参加されました。西播地方からも多数のみなさんが参加されました。西播地方からも多数のみなさんが参加されました。西播地方からも多数のみなさんが参加されました。

町民の対立と分断をつくるだけの「部落差別」条例の制定にきつぱり反対してください。そして、町長さんやお知り合いの議員さんに対して、拙速な議会採択に走らないよう働きかけてください。

人権連が提唱する部落問題が解決された状態についての四つの指標

- ① 部落が生活環境や労働、教育などで周辺地区との格差が是正されること。
- ② 部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会で受け入れられない状況が作り出されること。
- ③ 部落問題にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる歴史的後進性が克服されること。
- ④ 地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現すること。

選挙新聞兵庫版

山名そうごさん (旧職)

吉田かずしん (新人)

第38回県研ひらかれる

町長選挙で部落解放同盟兵庫県連が推薦 選挙新聞兵庫版 (2017.11.05)